平成２８年（フ）第２９７号
広島市西区己斐上５丁目45番17号
破産者　泊野　　忠
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７８号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番11―308号
破産者　高鶴　裕之
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字西里803番地３　Ｋ８　Ｚ　503
破産者　高橋　正軌
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１９９４５号
東京都中央区銀座７丁目７番15号
破産者　株式会社スペースプロパティー
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９９４６号
東京都千代田区有楽町１丁目６番10号
破産者　株式会社日比谷プロパティー
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９９４７号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目38番１号
破産者　株式会社新宿プロパティー
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９９４８号
東京都台東区上野２丁目８番７号
破産者　株式会社上野プロパティー
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８９５号
東京都江東区新砂１丁目２―１―603
破産者　水上　信雄
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７４３号
東京都国分寺市北町４丁目13―４
破産者　小嶋　一郎
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１５号
広島市南区宇品御幸１丁目11番１号
破産者　株式会社協同不動産鑑定所
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４号
三重県津市白塚町4596番地
破産者　梅田　雅司
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９号
三重県鈴鹿市岸岡町２番地の４　メゾンピーチ101号
破産者　越山　航大
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８５号
青森県八戸市大字石手洗字駒ケ沢５番地１　駒沢パークタウンＦ－２、前住所青森県八戸市大字田向字冷水３番地４
破産者　峠　　歩輝
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
青森県三戸郡南部町大字福田字昼場５番地９
破産者　横井　孝司
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
青森県八戸市小中野５丁目６番７号
破産者　中居　ツマ
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
青森県八戸市小中野５丁目６番７号
破産者　中居智賀子
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
静岡県焼津市下小田507番地の７
破産者　月岡　　彰
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３２号
静岡県富士宮市宮原446番地の11、前住所静岡県富士宮市猪之頭441番地
破産者　佐野　功芳
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６７７号
名古屋市中区大須３丁目24番21号　ライオンズマンション大須715号
破産者　佐藤　陽代
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部